

# 建築設備等の定期報告について

## 定期報告とは…

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければなりません（第8条第1項）。さらに、政令に定められた建築設備等（下記、対象建築設備等）の所有者・管理者は、定期（下記、報告時期）に、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（裏面、提出先）に報告しなければなりません（第12条第3項）。

近年、ホテルや福祉施設等の建築物で火災による死亡事故が発生し、この中には建築物の安全性確保のために重要な日常の維持保全や、定期的な調査等が適切に行われていなかったことが事故の一因と見られるものがありました。

また、「防火設備」が適切に作動、閉鎖しなかった事により多数の死者が出た火災事故を鑑み、定期報告が必要な建築物や小規模な病院、診療所、就寝用福祉施設に設置されている防火シャッター等の「防火設備」についても報告が必要となりました。

## 定期報告が必要な建築設備等と報告時期

報告が必要な建築設備等の種類	報告が必要な建築設備等の詳細 (いずれかに該当するもの)	建築設備等の 定期報告の時期
防火設備（随時閉鎖式のもの（※1））	①定期報告を要する建築物に設けられた防火設備 ②定期報告を要しない建築物の内、病院、有床診療所又は就寝用福祉施設（就寝の用に供する部分の床面積の合計 $\geq 200\text{ m}^2$ ）	毎年 6月1日～11月30日
昇降機	①エレベーター（※2） ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機（※3） ④乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（※4）	毎年 検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の初日から末日まで（※5）
遊戯施設	①ウォーターシュート、ウォーターライド、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ②メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	

※1 常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー及び外壁開口部の防火設備は対象外です。

※2 一戸建住宅又は共同住宅の住戸のホームエレベーター及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターは対象外です。

※3 テーブルタイプは対象外です。

※4 一般交通の用に供するものは対象外です。

※5 建築物の定期報告と異なり、報告時期が異なります。

例：昭和50年12月23日に検査済証の交付を受けたものは、毎年12月1日から31日までが報告時期となります。

## 定期的な調査（検査）の資格を有する者について

防火設備、昇降機又は遊戯施設の定期的な検査は、専門技術を有する資格者が行う必要があります。

【防火設備の検査を行うことができる資格者】

・「一級建築士」、「二級建築士」又は「防火設備検査員」

【昇降機・遊戯施設の検査を行うことができる資格者】

・「一級建築士」、「二級建築士」又は「昇降機等検査員」

## 法改正により定期報告が不要となった建築設備等について

これまで建築物の定期報告とともに提出されていた「換気設備」「排煙設備」「非常用の照明設備」「給排水設備」の定期報告は平成28年度から提出不要となりました。

## 定期報告の提出先

『定期報告』についての「提出先」及び「お問い合わせ」は、以下のとおりです。必ず、建築物の所在地を管轄する【土木事務所】又は【市役所】に提出してください。（昇降機及び遊戯施設は、（一社）北関東ブロック昇降機等検査協議会へ提出して下さい。（従来から変更なし）

『定期報告』が提出された建築物や建築設備には、「定期報告済証」が交付されますので、建築物の入口付近等の見やすい場所に掲示してください。

定期報告の対象建築物が建築されている地域

**渋川市 榛東村 吉岡町 玉村町**

[提出先] 前橋土木事務所 建築係  
電話 027-234-4215 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

**前橋市**

[提出先] 前橋市役所 建築指導課  
電話 027-898-6752 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

**藤岡市 富岡市 安中市  
上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町**

[提出先] 高崎土木事務所 建築係  
電話 027-322-4300 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

**高崎市**

[提出先] 高崎市役所 建築指導課  
電話 027-321-1271 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

**中之条町 長野原町 嬭恋村  
草津町 高山村 東吾妻町**

[提出先] 中之条土木事務所 建築係  
電話 0279-75-3047 (代表)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

**桐生市**

[提出先] 桐生市役所 建築指導課  
電話 0277-46-1111 (代表)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

**沼田市 みなかみ町  
片品村 川場村 昭和村**

[提出先] 沼田土木事務所 建築係  
電話 0278-24-5511 (代表)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

**伊勢崎市**

[提出先] 伊勢崎市役所 建築指導課  
電話 0270-24-5111 (代表)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

**みどり市 板倉町 明和町  
千代田町 大泉町 邑楽町**

[提出先] 太田土木事務所 建築係  
電話 0276-32-2937 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

**太田市**

[提出先] 太田市役所 建築指導課  
電話 0276-47-1837 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

**館林市**

[提出先] 館林市役所 建築課  
電話 0276-72-4111 (代表)

## 定期報告の提出部数

『定期検査報告書』は2部、『定期検査報告概要書』は1部提出してください。2部のうち1部は、後日「定期報告済証」と一緒に返却されます。

### 定期報告制度に対するお問い合わせ先

群馬県 県土整備部 建築課 審査指導係

電話 027-226-3703

群馬県建築行政のページ

検索

### 群馬県

前橋市 高崎市  
桐生市 伊勢崎市  
太田市 館林市